

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | |
|-------------|-----------------------------------|---|
| 部 課 室 等 名 | 保健福祉部 障害福祉課 障害者支援係 | |
| 許 認 可 等 名 | 障害児通所給付費の支給変更決定 | |
| 根 拠 法 令 | 児童福祉法 | |
| 根 拠 条 項 | 第21条の5の8第2項 | |
| 連 絡 先 | (電話 621-5171) | |
| 審 査 基 準 | 基 準 | <p>障害児通所給付費の支給決定(通所給付決定)の変更の決定は、児童福祉法第21条の5の8の規定により、児童福祉法施行規則第18条の10各号に掲げる事項及び障害児支援利用計画案(提出があった場合)を勘案し、必要があると認める場合に行うことができる。</p> <p>児童福祉法(昭和22年法律第164号) 第21条の5の8 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。</p> <p>2 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第1項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>3 第21条の5の5第2項、第21条の5の6(第1項を除く。)及び前条(第1項を除く。)の規定は、前項の通所給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>4 (略)</p> |
| | 参 考 事 項 | 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |
| 標 準 処 理 期 間 | 標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由) | 総日数 60日(休日を含む) |
| | 設 定 等 年 月 日 | 平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更) |

| | | |
|------|----|--|
| 審査基準 | 基準 | <p>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号） 第18条の10 法第21条の5の7第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 当該申請に係る障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況(2) 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況(3) 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況(4) 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況(5) 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況(6) 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前3号に掲げるものに係るものを除く。）の利用の状況(7) 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容(8) 当該申請に係る障害児の置かれている環境(9) 当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備の状況 |
|------|----|--|